

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

御注意

4 3 2 1

特別徴収継続記入例

又は本で記載してください。
者指定番号「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された番号を記載してください。
により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 指定番号		80000000	
宛名番号		3	
担 連 当 者 先	所 属	人事課人事労務係	
	氏 名	特徴 花子	
	電 話	000 - 000 - 0000 内線 (9999)	
所在地		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
フリガナ		カフシキガイシャ マルバツショウジ	
氏名又は名称		株式会社 ○×商事	
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載	
給 与 所 得 者	フリガナ	アゲオ イチロウ	
	氏 名	上尾 一郎	
	生年月日	昭和●●年 ● 月 ●● 日	
	個人番号		
受給者番号		123456	
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1	
異動後の住所		〇〇県××市□□6-5-4	
(ア) 特別徴収税額 (年)		145,000 円	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
6 月から 10 月から 年 2 1 退職・長欠 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (9 月 9 月 月 30 日 右から番号を記入)		9 月末で退職する給与所得者が、10 月から新しい会社で特別徴収する場合。	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 12,000 円を 10 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	81111111 (新規) 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	
	所在地	〒 987 - 6543 〇〇県××市△△7-8-9	
	フリガナ	マルバツフドウサン カフシキガイシャ	
	氏名又は名称	○×不動産 株式会社	
担当者連絡先		所 属	経理課
		氏 名	特徴 進
		電 話	090-999-9999 内線 (10000)
		者の番号	abc01234
		の可否 (のみ記載)	1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記)
		月 日	新しい会社で特別徴収を開始する月(10月) 期限分) でとその月割額を記入します。
3. 普通徴収の場合			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

【提出先】 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 行政経営部市民税課 住民税特別徴収担当